

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

五

六

七

ニュージーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年11月29日付け63農蚕第6884号農蚕園芸局長通達）4（2）ウ